

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正（第一条関係）

一 名称等の表示の対象となる物の範囲の拡大

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十七条第一項の規定により、名称等を表示しなければならない物として、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。二及び四において同じ。）並びに砒素及びその化合物（アルシン、三酸化砒素及び砒化ガリウムを除く。二及び四において同じ。）を追加するものとする。

二 健康診断を行うべき有害な業務の範囲の拡大

（一） 法第六十六条第二項前段の規定により、事業者が行う健康診断の対象業務として、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う業務並びに石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造するものを除く。）を追加するものとする。

（二） 法第六十六条第二項後段の規定により、事業者が行う健康診断の対象業務として、ニッケル化合物

並びに砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う業務並びに石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱うものを除く。）を追加するものとする。

三 健康管理手帳を交付する業務の範囲の拡大

法第六十七条第一項の規定により、都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（石綿等を製造し、又は取り扱うものを除く。）を追加するものとする。

四 特定化学物質の見直し

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号に規定する第二類物質に、ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物を追加するものとする。

第二 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正（第二条関係）

次に掲げる物について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号以下「改正令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等ではないものとする。

一 石綿ジョイントシートガaskettingから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下同じ。）を含有するガaskettであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 改正令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（百度以上二百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(二) 既存化学工業施設の設備の接合部分（ゲージ圧力三メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(三) 改正令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設（三において「既存鉄鋼業施設」という。）の設備の接合部分（四百五十度以上の温度の硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(四) 潜水艦（本邦において製造されるものに限る。四の二において同じ。）に使用されるもの

二 石綿を含有するうず巻形ガaskettであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

- (一) 水素イオン濃度指数が二・〇以下又は十一・五以上の状態である物
- (二) 金属ナトリウム
- (三) 黄りん
- (四) 赤りん
- (五) クロム酸及びその塩
- (六) 塩化水素ガス
- (七) 塩素ガス
- (八) 弗化水素ガス
- (九) 弗素ガス
- (十) 沃素ガス

三 石綿を含有するメタルジャケット形ガasketであつて、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（熱風炉から高炉に送り込まれる千度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

四 石綿を含有するグラندパッキンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 既存化学工業施設の設備の接合部分（クロム酸及びその塩であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(二) 潜水艦に使用されるもの

第三 施行期日等（附則関係）

一 この政令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第二（同一の（一）に掲げる物に係る部分を除く。）は平成二十年十二月一日から、第二（同一の（一）に掲げる物に係る部分に限る。）

（一）は平成二十一年一月一日から施行するものとする。

二 第二の一から四までに掲げる物のうち、平成二十年十二月一日（同一の（一）に掲げる物にあつては、平成二十一年一月一日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、法第五十五条の規定は適用しないものとする。

三 二に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定める等すること。